

セミナーのご案内

# 経営者・部門責任者向けセミナーのご案内

受講料  
無料

経営者・部門責任者必見!弁護士が教える!

## 「中小企業における働き方改革と労働時間管理」迫る2020年4月1日問題

### 第1部 「弁護士が語る、働き方改革で求められる時間外労働の上限規制」

第1部担当 弁護士 徳田 聖也

### 第2部 「社労士が語る、中小企業の現場から修正を求められる時間外労働の上限規制対応」

進行 弁護士 谷川 安徳    ゲスト講師 特定社会保険労務士 岩井 雅廣 先生  
(社会保険労務士法人IMI 社員)

働き方改革の一環として、労働基準法の改正により時間外労働の上限が法律に規定され、その違反についてはこれまでと異なり刑事責任たる罰則の適用対象となりました。中小企業については、時間外労働の上限規制改正法の適用が猶予されていますが、まもなく猶予期間が満了し、2020年4月1日以降の時間外労働には改正法が適用されます。

時間外労働の上限規制への対応は就業規則や36条協定の見直しなど一朝一夕で行うことは困難であり、一刻も早く対策を講じ始める必要があります。

今回のセミナーでは、いよいよ現実的に迫った中小企業への時間外労働の上限規制対応について、現在時間外労働の上限規制対応現場の最前線におられる社会保険労務士の先生をお招きし、「弁護士×社会保険労務士」として現場目線に立った実践的なセミナーを開催いたします。

第1部では弁護士から時間外労働の上限規制の具体的な内容をご説明し、中小企業における時間管理についてどのようなことが求められるかをお話しさせていただきます。

第2部では、時間外労働の上限規制対応に取り組む各企業の現場で一体どのような事案が発生しており、どのような修正が求められるのか実際の相談ケースを基にお話しさせていただきます。

時間外労働の上限規制対策に取り組まれている企業様にとっても、また未だに取り組めていない企業様にとっても耳寄りなセミナーとなっております。ぜひご参加ください。

#### 講師紹介



弁護士 谷川 安徳

■経歴  
平成11年3月  
立命館大学大学院法学研究科博士  
前期課程修了  
司法修習:54期  
平成13年10月弁護士登録  
(大阪弁護士会)

■役職等  
民事調停官  
(大阪地方裁判所H22.10~H24.9)  
甲南大学法科大学院特別講師  
(H16.4~H21.3)等



弁護士 徳田 聖也

■経歴  
平成18年3月  
同志社大学文学部卒業  
平成21年3月  
立命館大学法科大学院修了  
司法修習:新63期  
平成22年12月弁護士登録  
(大阪弁護士会)

■講演歴  
介護事業所向けセミナー  
「必ず役に立つ相談・後見セミナー」  
融資を受けやすい事業計画書  
作成セミナー



特定社会保険労務士  
(社会保険労務士法人IMI 社員)  
岩井 雅廣 先生

#### 日時

2020年 3月5日(木)  
15:00~17:00

#### 会場

三甲大阪本町ビル 3階会議室

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号

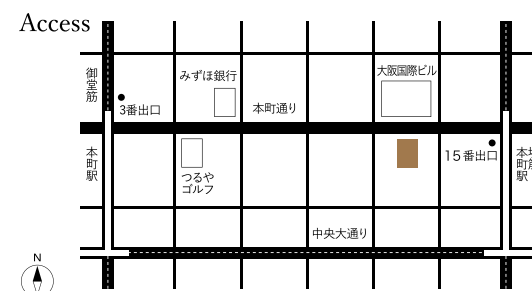
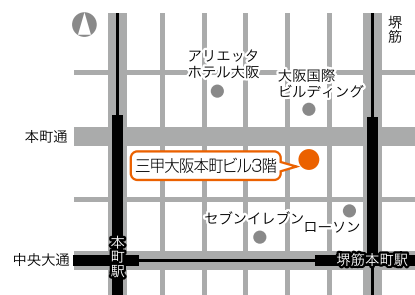
#### 会場までのアクセス

【最寄駅】 堺筋線 堺筋本町 徒歩2分  
御堂筋線 本町 徒歩5分

※お申込み書類は追って発送させていただきます。



◀事務所ホームページからも  
お申し込み案内しております。



#### 発行

グロース法律事務所

弁護士 谷川 安徳  
弁護士 徳田 聖也

〒541-0053

大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階

TEL 06-4708-6202 FAX 06-4708-6203



時代を切り開くすべての経営者のために

# News Letter

グロース法律事務所 ニュースレター

2020年  
1月号

## 謹賀新年

皆様にはすがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

いよいよ東京オリンピックが開催される、期待に溢れる一年の幕開けとなりました。

昨年は、令和の新時代が始まる中、甚大な自然災害が発生するなど、被災された皆様には大変な一年となりましたが、一方で、当時20歳の洪野日向子選手が全英女子オープンゴルフで優勝し、日本人では男女通じて42年ぶり2人目となる快挙を達成するなど、新しい時代に相応しい明るい話題もありました。

弊所では、昨年も、多くのクライアント様・企業様向けセミナー、社労士の先生方との勉強会を開催させていただき、時代の流れに即応したリーガルサービスを提供出来るよう努めて参りました。特に、昨年12月12日に開催させていただきました企業様向けセミナーでは、40名の定員を超えるお申し込みをいただき、開催テーマの関心の高さを感じ取ることが出来ました。

また、弊所では特に契約書のリーガルチェックについて、昨今、大変多くのご依頼、ご相談、お問い合わせをいただいております。インターネット上では、多くの契約書のサンプル等が掲載されていますが、契約書は、立場に応じて文言の使い分けが必要であり、かつ、リーガルチェックに際しては、多くの法律分野の知識、実務感覚が必要となって参ります。契約書のリーガルチェックにおきましても、弊所では、一見当たり前のことをより深く、その意味において特色あるリーガルサービスを提供できるよう心掛けています。

結びになりますが、本年も貴社の益々のご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

2020年 元旦

グロース法律事務所 弁護士 谷川 安徳 弁護士 徳田 聖也

## 2019年に開催したセミナー・勉強会

### 【企業様向けセミナー】

- 6月 6日(木) 社会福祉法人業界実務セミナー～介護・保育事故の実務～
- 9月 5日(木) 弁護士が教える「ゼロ」から始める人事労務セミナー
- 9月12日(木) 「失敗しない」ための契約書チェックポイント、債権回収において知っておくべき3つのポイント
- 12月12日(木) 問題社員対応の実務

### 【社会保険労務士との共同勉強会】

- 7月18日(木) 中小企業におけるハラスメント対策実務勉強会
- 11月27日(水) 人事労務問題勉強会～2018・2019総まとめ



# 間に迫る!中小企業にも求められる時間外労働の 上限規制と覚えておくべき「5つ」の時間

45時間 / 360時間 / 720時間 / 100時間 / 80時間

## 働き方改革関連法の施行と改革の狙い

既にご案内のとおり、一昨年働き方改革関連法が成立し、同関連法は、昨年4月1日より、順次施行されてきました。

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革とされています。

その狙いは、「魅力ある職場づくり」→「人材の確保」→「業績の向上」→「利益増」→「従業員への還元」の好循環をつくることにあります。従来の日本型の雇用システムは大きな変革期を迎えています。中小企業経営者にとって、負担の多い内容も多々ありますが、時流に乗った変革をとともに目指して行きたいと思えます。

## 中小企業にもいよいよ迫る時間外労働の 上限規制

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されました。長時間労働を是正することによって、ワークライフバランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく、ということで働き方改革の一環とされているのです。

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間及び1週40時間以内とされています(法定労働時間といいます)。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています(法定休日といいます)。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や、法定休日に労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定(いわゆる36協定です)の締結と、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

これまで、36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示によって、上限の基準が定められていましたが、罰則によ

る強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。

しかし、今回の改正によって、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることでできない上限が設けられました。

今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。

- ①時間外労働が年**720時間**以内
- ②時間外労働と休日労働の合計が**月100時間**未満
- ③時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1月当たり80時間**以内
- ④時間外労働が**月45時間**を超えることができるのは、**年6か月が限度**

このような上限規制は、既に大企業については、2019年4月1日から施行されていますが、中小企業に対しては1年間猶予され2020年4月1日からとされています。その施行時期は間近に迫っているのです(なお、施行に当たっては経過措置が設けられており、2020年4月1日以後の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。また、適用除外とされている業種もあります)。

## 中小企業の現場から見る法改正

働き方改革関連法から中小企業の現場を一方向的に評価することは簡単です。しかし、我々弁護士に求められていることは、中小企業の現場目線に立った、かつ、それぞれの企業の風土にもマッチした働き方改革のための手順の提供です。

弊所では、現場のニーズに応じたリーガルサービスを提供していくよう、本年も各種セミナーを開催していく予定ですが、本年3月5日(木)には、社会保険労務士の先生をお招きし、現場の声を反映した、より実践的なセミナーを開催予定ですので、どうぞご参加ください。



## 編集後記

### 「エレキギター演奏再び!」 弁護士 谷川 安徳

高校時代、軽音学部にも所属し、自宅でもギター三昧だった日々から、30年近くにも経とうとする今、たまたま趣味のバンド演奏のお誘いをいただき、久しぶりに(夜中寝不足になりながら)練習を再開しました。すっかり弾かなくなったこともあり、当時持っていたエフェクター類なども甥っ子にすべて譲ってしまったことを少し後悔しつつ、徐々に両手の感覚も戻ってきた今日この頃です。高校当時は、趣味のバンド演奏と言えば、BOØWY、初期の頃のユニコーン、などがコピーバンドの全盛でした。個人的には、当時コピーしていたまだマイナーだったバンドのドラマーが、現在のL'Arc~en~Cielのドラマーとして活躍されていることが、密かにうれしく思っています。



### 「ジム巡り?!」

弁護士 徳田 聖也

昨年の編集後記では、学生時代からの趣味である野球を今年こそは再開したい!と意気込んでおりましたが、結局かなわず野球からは遠ざかったままでした。ただ体を動かすんだ!という気持ちは衰えておらず、最近はフィットネスジムを探してジム巡りを行っています。ただ、ジム巡りと言ってもインターネットで「自分に合うジムはどこだ?」と探しているだけの典型的な口だけ番長状態ですので、今年は行動に移したいと思えます。今興味があるのはクロスフィットという全身運動のジムです。来年の編集後記ではその成果をお伝えできればと思います!



人と人とのつながりを大切に、  
一つの束になって、  
高みを目指し、成長する。

*Masayuki Tokuda*

徳田 聖也

*Yasunori Tanigawa*

谷川 安徳

現在、初回のご相談はご来所いただける方に限り無料とさせていただきます。  
(企業の法務問題のご相談に限らせていただきます)

TEL.06-4708-6202

受付時間 / 9:30~17:30  
定休日 / 土・日・祝